

■ 申請に必要な書類（法人の場合）

1 申請書（様式第1号）

- (1) 営業種目欄には、「営業種目区分表」の番号を記入してください。
(2) 営業品目欄には、「営業種目区分表」から選んだ番号に係る営業希望品目を具体的に記入してください。

2 経歴書（様式第2号）

3 登記事項証明書【法務局で発行】

4 損益計算書・貸借対照表（審査基準日の直前2年の各営業年度のもの）

5 納税証明書

- (1) 法人税と消費税および地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明で可）
（法人税と消費税及地方消費税の納税証明書（その3の3））【税務署で発行】
- (2) 事業税、都民税および道府県民税の納税証明書（未納の税額がないことの証明で可）
- (ア) 本社が徳島県内にある場合
→ 徳島県の納税証明書【徳島県東部県税局、南部総合県民局、西部総合県民局で発行】
- (イ) 本社が徳島県外にある場合
→ 各都道府県の納税証明書【各都道府県で発行】
- (ウ) 本社から営業所等に取引に係る権限を委任する場合
→ 本社所在地の都道府県の納税証明書と、委任先所在地の都道府県の納税証明書
【各都道府県で発行】
- (3) (法人および代表者・その他役員のうち、吉野川市に納税義務がある場合)
法人および代表者・その他役員の吉野川市の市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明で可）
【市税務課・各支所で発行】

6 印鑑証明書【法務局で発行】

7 使用印鑑届（様式第3号）

- (1) 「届出者」欄…本社・本店に関する事項を記入し、実印を押印してください。
(2) 「使用印鑑」欄…市との取引に使用する印鑑を押印してください。

(代表者印または会社印と個人印)

8 特約店または代理店にあつては、それを証する書類

9 営業に関する許可、認可等の証明書

許可・認可等を要する営業にあつては、許可・認可等を得たことを証明する書類

10 委任状（様式第4号）

市との全ての取引を委任する営業所等がある場合にのみ提出してください。

11 誓約書（様式）（吉野川市暴力団等排除措置要綱第10条）

12 障害者優先調達推進法対象となる施設等申告書（様式）

※該当する場合のみ提出してください。

※ 提出書類はA4サイズのフラットファイル（紙製、色指定無し）つづりとし、公的機関が発行するものに関しては写しで構いません。ただし、申請書、使用印鑑届、委任状、誓約書については原本とします。また、各証明書類は申請書提出時の直前3カ月以内のものとし、

なお、各納税証明書の発行については、1月末までに申請いただくようご協力をお願いします。

※ 提出方法が郵送で、受理票が必要な場合は、返信用はがきまたは封筒（あて名記載、切手貼付済み）を同封してください。